



## 第5回荻町交流施設検討委員会開催！！

去る2月10日、守る会定例会に先立ち、見出しの会が行われました。「荻町交流施設」とは、中山間事業を導入し、農業生産基盤と農村生活環境の整備を目的に、荻町集落内の旧国道（診療所交差点～上町）の道路舗装等の整備を行う事業で、今回が5回目を重ねる会議の場となりました。検討会議は、飛騨農林事務所農地整備課、白川村役場産業課、荻町区役員、守る会委員が参加し行われました。以下にその審議内容をご報告いたします。

### 検討①舗装について

◎黒のアスファルト舗装にブラスト処理を施した舗装とする（写真1参照）。

- ・枝道とのバランスを考えると、カラー舗装でなく黒に近い舗装がよい。
- ・ブラスト処理（洗い出し）を施すことにより黒いてかりが取れ、景観に配慮した舗装となる。
- ・中に入れる骨材は、庄川産を使用する。骨材の大きさは13ミリ～20ミリが使用可能。小さいほど強度が増すが、大きさについては、より景観に配慮したものとするため、モデルを作成し、今後決定。

### 検討②側溝蓋及びグレーチングについて

◎道路と同じアスファルト（3cm厚）をのせたコンクリート蓋か、木製板をのせたコンクリート蓋（写真2参照）とする。

- ・アスファルトは木製に比べ摩耗度が少なく、道路が広くみえる。
- ・木製は、木造民家に合った景観となる。下がコンクリート蓋なので、強度に問題はない。アスファルトより痛みははやいが、着脱が容易で、部分的な取り替えも可能である。
- ・枝道との境や除雪で雪を押し出す部分はアスファルト蓋、民家との境は木製蓋といった使い分けができる。
- ・使用感を確認するため、5m程実験的に木製蓋を早急に設置する。

◎消雪箇所のグレーチングは観音開きのなるだけ軽いものを使用する。

### その他（確認・要望・今後の予定等）

- ・当初に提案していた車止めは、道路の耐久性を優先し設置しない（使用するなら可動式のものとする）。
- ・路側帯のラインは、生活道路としての児童生徒の安全を優先し、必ず設置する。
- ・本整備を契機に、水路の破損や不具合のある箇所の同時整備を村当局にお願いする（村で対応する）。
- ・今後は、3月の伝建審議会で経過報告と審議、22年度から詳細設計と測量の実施、23～24年度に工事実施の予定。 次回の検討委員会は6月の予定です、質問やご意見がありましたら守る会へ。



【検討委員会での審議の様子】



【写真1：ブラスト処理の見本】



【写真2：ヒノキ間伐材を利用した木製板】

**どぶろくの仕込み！！……** 白川八幡神社のどぶろくの仕込みが、杜氏の指揮のもと、氏子総代、鍵取り（東下組）のお手伝いで、1月17日から2月2日の6日間にかけて行われました。杜氏の根尾俊道さんのお話によると、毎年約6,000kgのどぶろくを仕込むそうで、昨年からは杜氏見習いに野谷信二さん、川田晋也さんを加え、若手の育成にも努めているそうです。『荻町の自然環境を守る住民憲章』に記されている「人と共に生きてきた風習の継承」がここにもしっかり根付いています。皆さんの奉仕によって今年もおいしいどぶろくがいただけそうですね。 [文責：和田]



[蒸したお米をさます作業]

**2回目の旧寺口家屋根雪降ろし……** 例年にない大雪にともない、1月18日に2回目の屋根雪降ろしを決行しました。若い委員を中心とした8名の方々が積極的に参加・協力くださる中で屋根雪の撤去を終えました。また、降ろした屋根雪で家が埋まってしまう状態となり、後日副会長が重機を使って周囲の雪の除去作業を行っていただきました。多くの方々の支援で、村の大切な文化財である旧寺口家を守ることができました。お手伝いいただきました多くの方々に感謝申し上げますとともに、今後も、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。 [文責：合掌環境部長]



[屋根雪にいどむ委員の皆さん]

**守る会の活動指針**（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

**= 1月の活動報告 =**

- 1月 1日 元旦 春駒（春駒保存会）
- 1月 14日 ねそ1月号配付
- 1月 15日 どんど焼き（白川八幡神社）
- 1月 17日 どぶろくの仕込み（白川八幡神社2月2日までの6日間）
- 1月 18日 旧寺口家屋根雪おろし作業（2回目）
- 1月 20日 守る会定例会及び新年会
- 1月 23日 ライトアップスタート（2月20までの7回開催）

[3月の定例会は11日（木）公民館にて開催を予定しています。]

**= 区民の皆様へ =**

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

**☆1月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆**

\*\*\*\*……仮設プレハブ設置

**☆2月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆**

\*\*\*\*……落屋の改築

\*\*\*\*……覆屋の除去

\*\*\*\*……樹木の伐採